ちづ 木事務所長に ij 条例 施行 規則 対する都市計画法等に係る事務委任規則及び奈良県住みよい  $\mathcal{O}$ 部 を改正する規則をここに 公布する。 福祉  $\mathcal{O}$ ま

令和四年二月十八日

奈良県知事 荒 井 正 吾

## 奈良県規則第三十五号

のまちづくり条例施行規則の 土木事務所長に対する都市計画法等に係る事務委任規則及 一部を改正する規則 び奈良県住み Ĺ 11 福

(土木事務所長に対する都市計画法等に係る事務委任規則  $\mathcal{O}$ 部 改 Ī

良県規則第三号) 土木事務所長に対する都市計画法等に係る事務委任規則 の一部を次のように改正する。 (昭和五十七年 应 月 奈

を(6)とし、 六項」 (7)に、 号ア 第六条の二第十一項」 ア中(8を9)とし、 とし、 第一項中 の (1) 中 を、、 「整備する」を「整備 同号ア (4の次に次の 「宇陀土木事務所長」の下に 「第六条の二第十項」を「第六条 法第七条の の(5中「第十二条第六項」 (7)を8とし、 を「第六条の二第六項及び法第七条の六第四項」 ように加える。 四第六項及び法第七条の六第三項」に改め、 Ľ 同号アの(6中 かつ、 当該台帳を保存する」  $\neg$ を 吉野土木事務所長」を加え、 の二第五項」に、 「第十二条第七項」 「第十二条第七項」 に改め、 「及び法第七条の を に改め、 「第十二条第八項 同号アの(2) に改 同号ア中 第二項 同号ア め、 第三 中 (6) を 同号 中一 四第 (5)

(5)法第十二条第六項の規定により 帳簿、 書類そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 物件 の提出を求 8 るこ

لح

次に次のように加える。 条第一項ただし書」を「第四十三条第二項第二号」に改め、 第二項第三号イの (2) 中 「第十条」 を 「第十条第三項」 に改 め 同号中ウをエとし、 同号ウ 中 「第四十三 イの

十条の 法第四十三条第二項第一号の 四の二第三項又は第四項 の規定による通知をすること。 規定による認定又は不認定を行 11 及び規 劕 第

及び 陀土木事務所」 号ア及び 第三項第一号中 ウ並び に 同 に改め  $\mathcal{O}$ 項第四号」 下に 第二項第一号ア及びイ並びに同項第三号イ」を 「及び吉野土木事務所」 同項第二号中 を 「前項第 一号ウ及び同項第二号」 「第二項第 を加え、 一号ウ、 第五項を削 同項第二号、 に改 め、 り、 第四 並 第六項を第五 同 び 項第三号ア に前 項 中 項第 宇

(奈良県住みよい福祉のまちづくり条例施行規則  $\mathcal{O}$ 部改正)

第二条 奈良県住み Ĺ 11 福祉の まちづくり条例施行規則 (平成七年七月奈良県規則第十

一号)の一部を次のように改正する。

第十条中「正本二部」を「正本一部」に改める。

第十一条第一項第三号中 「又は宇陀土木事務所」 を 宇陀土木事務所又は吉野土

木事務所」に改め、同項第四号を削る。

## 附則

(施行期日)

- する都市計画法等に係る事務委任規則第二項の改正規定 改正規定(「すべて」を「全て」に改める部分に限る。 り条例施行規則第十条の改正規定及び附則第四項中建築基準法施行細則第二十四条の イの次に次のように加える部分を除く。 (経過措置) この規則は、 令和四年四月一日 から施行する。  $\overline{\phantom{a}}$ 第二条中奈良県住みよい福祉 ただし、  $\overline{\phantom{a}}$ (同項第三号中ウをエとし、 は、 第一 条中土木事務所長に対 公布の 日 から施行する。 のまちづく
- 2 又は吉野土木事務所長に対 この んぞれの 規則の施行 規則  $\mathcal{O}$ 規定により提出され  $\mathcal{O}$ 際現にこの規則 L て提出され による改正前 たも 7  $\mathcal{O}$ 1 とみなす。 る申請書等 のそれぞれ は、  $\mathcal{L}$  $\mathcal{O}$ 規則  $\mathcal{O}$ 規則による改正後の  $\mathcal{O}$ 規定により
- 3 規則による改正後の 又は吉野土木事務所長から交付され この 規則の 施行  $\mathcal{O}$ それぞれの規則 際現にこの 規則 て に の規定により交付されたものとみなす。 いる通知書等で現に効力を有するもの よる改正前 のそれぞ n  $\mathcal{O}$ 規 鴚  $\mathcal{O}$ 規定に は、 より 知 事

(建築基準法施行細則の一部改正)

4 うに改正する。 建築基準法施行細則 (昭和二十五年十二月奈良県規則第七十七号)  $\mathcal{O}$ \_\_ 部を次のよ

土木事務所長」 第二十四条中 「すべて」を を加える。 「全て」 に改め、 「宇陀土木事務所長」  $\mathcal{O}$ 「又は吉